

## 第3次

# 柴田町子ども読書活動推進計画



平成 28 年 4 月

柴田町教育委員会

# 目次

---

はじめに	1
<b>第1章 計画策定にあたって</b>	<b>2</b>
1.計画策定の背景	
2.第2次計画でのおもな取り組みと課題	
3.社会情勢の変化	
4.計画の対象	
5.計画の期間	
6.計画の進行管理	
<b>第2章 基本方針</b>	<b>8</b>
1.計画の基本的な考え方	
2.基本方針	
3.計画の体系図	
<b>第3章 推進のための具体的な取り組み</b>	<b>11</b>
<b>基本方針1 子どもの読書活動を推進する意義の理解促進</b>	<b>11</b>
1.推進のための普及や啓発	
2.子どもの読書活動に関する情報の収集や提供	
3.優れた取り組みの奨励と優良団体等の紹介	
<b>基本方針2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備</b>	<b>14</b>
1.図書館の整備・充実	
2.学校図書館の整備・充実	
3.関係機関・団体の連携と協力体制の構築	
<b>基本方針3 子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進</b>	<b>18</b>
1.家庭における子ども読書活動の取り組み	
2.学校等における子ども読書活動の取り組み	
3.図書館における子ども読書活動の取り組み	
<b>第4章 推進のための指標の設定</b>	<b>24</b>
指標1 本を全く読まない児童生徒の割合（不読率）を減らします	
指標2 柴田町図書館の児童図書の出借冊数を増やします	
指標3 学校図書館における児童生徒一人あたりの貸出冊数を増やします	

**[資 料]**

- 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 柴田町子ども読書活動推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 柴田町子ども読書活動推進会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 第3次計画策定に伴う推進会議開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

## はじめに

---

柴田町では、平成 18 年 4 月に「柴田町子ども読書活動推進計画」（以下「第 1 次計画」という。）を策定し、その後、第 1 次計画の検証と掲げた目標を発展させるため、平成 23 年 4 月に「第 2 次子ども読書活動推進計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定しました。

この間、平成 22 年 5 月に柴田町初の公立図書館「柴田町図書館」が開館したことが起爆剤となり、子どもたちの読書活動を豊かにする様々な施策が展開されはじめ、子どもたちの読書環境改善の努力は現在も続けられており、この計画が目指している方向へと着実に推進が図られていると確信しています。

これまでの一連の取り組みを通じて、子どもたちの読書活動がより一層活性化することにより、子どもたちの『生きる力』を育み、自分自身の未来を切り開いていく上でも極めて重要なことであるとの認識が町全体に浸透されつつあります。

そこで、国の新しい「子ども読書活動の推進に関する基本計画」（平成 25 年 5 月閣議決定）及び宮城県の「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画」（平成 26 年 3 月策定）、これまでの取り組みや成果と課題を踏まえ、今後 5 年間の本町における子ども読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みを明らかにした「第 3 次柴田町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

柴田町教育委員会では、この計画に沿って、子どもたちが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって読書習慣を身につけることができるよう、学校や幼稚園・保育所、図書館等の関係機関や団体等と連携・協力し、子どもたちの読書活動を積極的に推進してまいります。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

読書は、子どもたちが人とのコミュニケーションを豊かにし、言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を培い、人生をより深く充実したものにすることで欠くことができないものです。また、乳幼児期の子どもにとって絵本などの読み聞かせは、人の温もりを伝えるとともに、自分は愛され守られているという安心感を与え、情緒豊かな人間形成にも役立つものです。

しかしながら、テレビやインターネット、スマートフォンなどの様々なメディアの発達や普及、生活環境の変化などによって、子どもたちの読書離れ・活字離れが進んでいることが問題視されています。

このような状況を受けて、国は平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）を公布し、国や地方自治体の責務を明らかにしています。そして、平成25年に国は第3次となる「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」を策定しています。また、宮城県では、平成16年3月に「みやぎ子ども読書活動推進計画」を策定し、県としての取り組みを進め、平成26年3月には第3次計画を策定しています。

柴田町においては、平成18年4月に第1次計画、平成23年4月には第2次計画を策定し、本計画の総合的かつ継続的な推進を行うため『子ども読書活動推進会議』を設置して、本計画の啓蒙及び進捗状況の確認等を行ってきました。

そして今、第2次計画で取り組んできた施策の成果と課題の検証を行い、平成28年度から5年間の子ども読書活動を推進していくための方向性や目標を定めた「第3次柴田町子ども読書活動推進計画」を策定することとなりました。

## 2. 第2次計画でのおもな取り組みと課題

第2次計画では、第1次計画で掲げた下記の4つの柱を引き継ぐ形で重点目標とし、「家庭」「学校」「幼稚園・保育所・児童館等」「図書館・生涯学習センター」「行政」

それぞれが4つの重点目標を推進するための具体的な取り組みを掲げ、活動の推進を図ってきました。

### **[第2次計画での重点目標]**

- (1) 子どもの読書に関する理解の促進
- (2) 子どもが読書に親しむ機会の提供
- (3) 子どもの読書環境の整備・充実
- (4) 学校・図書館・生涯学習センター図書室等の関係機関の連携・協力

### **[第2次計画期間中のおもな取り組みと成果]**

#### (1) 子どもの読書に関する理解の促進

- 毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲームデー」とした運動の展開
- 乳幼児健診を利用した「ブックスタート事業」（4か月児・1歳6か月児）

#### (2) 子どもが読書に親しむ機会の提供

- 絵本の読み聞かせ活動の充実
  - ・図書館において毎週土曜日と第2日曜日に実施している「お話し会」
  - ・放課後児童クラブで毎月実施している読み聞かせ会「お話し部屋」
  - ・幼稚園、保育所、並びに育児サークルの図書館見学会と読み聞かせ会
  - ・ボランティア団体独自の読み聞かせ活動の充実
- ブックトーク事業をスタート
  - ・小中学校において、図書館司書によるブックトークを取り入れた授業を実施
- 小学校新入学児童全員への絵本プレゼント事業の実施

#### (3) 子どもの読書環境の整備・充実

- 学校司書の配置

平成27年度現在、図書館所属の4名の学校司書を小中学校に派遣し、学校図書館の業務補助を行っています。学校司書を介して、図書館と各学校間における情報の共有が図られているほか、図書の流通（図書館からの団体貸出）も活発化してきました。
- 学校図書館へのシステム導入と管理業務の改善

平成23年度より、全小中学校の学校図書館蔵書のデータベース化（MARCデータ化）を行うとともに、学校図書館システム端末の配備を完了しました。

また、管理業務の迅速化・簡素化を図るため、図書の分類基準を全校統一化するとともに、図書取次店が運営する有料の図書総合情報 Web サイトを全校に導入し、図書の選書・発注方法を電子化したうえで、バーコードラベルや背ラベル、表紙のフィルムコートといった図書装備付での図書購入を行い、学校図書館の管理業務の改善を行いました。

(4) 学校・図書館・生涯学習センター図書室等の関係機関の連携・協力

司書教諭（学校図書館担当教諭）及び学校司書、教育委員会教育総務課、図書館による連携会議を設置し、情報の共有を図るとともに、システム等の講習会や見計らい選書会なども実施し、学校と図書館の連携強化を図りました。

**[第 2 次計画における数値目標の達成状況]**

(1) 1 か月間、本をまったく読まない児童生徒の割合（不読率）を減らします。

〈本を読まない児童生徒の割合〉

学 年	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	目標値
小学校 3 年生	1.3%	0%	0%	2.8%	<b>2.8%</b>	<b>0%</b>
小学校 5 年生	5.0%	2.0%	2.1%	3.9%	<b>2.1%</b>	<b>2%以下</b>
中学校 2 年生	11.2%	10.6%	10.6%	6.8%	<b>8.9%</b>	<b>10%以下</b>

(2) 1 か月間、学校図書館や学級文庫から本を借りない児童生徒の割合を減らします。

〈借りない児童生徒の割合〉

学 年	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	目標値
小学校 3 年生	4.0%	6.7%	6.9%	14.3%	<b>7.8%</b>	<b>0%</b>
小学校 5 年生	32.0%	13.4%	13.0%	16.7%	<b>7.7%</b>	<b>10%以下</b>
中学校 2 年生	77.3%	65.3%	67.4%	84.1%	<b>76.5%</b>	<b>50%以下</b>

(3) 1 か月間、図書館や生涯学習センターから本を借りない児童生徒の割合を減らします。

〈借りない児童生徒の割合〉

学 年	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	目標値
小学校 3 年生	40.7%	41.3%	37.9%	47.6%	<b>50.0%</b>	40%以下
小学校 5 年生	61.6%	61.7%	60.3%	58.9%	<b>56.3%</b>	50%以下
中学校 2 年生	81.4%	79.8%	78.7%	94.3%	<b>92.1%</b>	70%以下

#### [今後の課題]

- 家庭や学校に対する子ども読書活動の意義・重要性の PR 方法の改善
- 家庭における読み聞かせなど、本と触れ合う時間の確保を促すための啓蒙啓発
- 小中学生の不読率を下げる取り組みの強化
- 図書館や学校図書館利用の促進
- 学校図書館ボランティアや読み聞かせボランティア等の担い手の育成
- 調べ学習など授業に生かすため、図書整備も含めた学校図書館のあり方を検討
- 学校司書の全校配置
- 学校や保育所、児童館等の図書予算の充実
- 柴田町図書館のハード面の充実

### 3.社会情勢の変化

---

子どもの読書活動を取り巻く情勢は、第 2 次計画の策定時から変化しており、本計画の推進にあたり、留意すべき事項として以下のものがあります。

#### [新学習指導要領の全面实施]

平成 20 年度及び 21 年度に公示された学習指導要領では、総則において「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活



動を充実すること」と記されるなど、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な読書活動の充実を定めています。

特に小中学校では、目的に応じて本や文章を選んで読んだり、それらを活用して自分の考えを記述したりすることの大切さや、日常的に読書に親しむためには、計画的に学校図書館を利用し、必要な本などを選ぶことができるようにすることの大切さが示されています。

### **[図書館法・学校図書館法の改正]**

平成 20 年 6 月には図書館法が改正され、図書館サービスのために留意すべき事項の一つとして「家庭教育の向上に資すること」（第 3 条）が加えられました。また、図書館が行う事業として「社会教育における学習の機会を利用して行った学習成果を活用して行う教育活動の機会提供」（第 3 条第 8 号）を追加。「司書及び司書補の資格要件の見直し」（第 5 条）のほか「県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める」（第 7 条）の規定が整備されました。

図書館法の改正等を受け、平成 24 年 12 月に文部科学省は「図書館の設置及び運営上望ましい基準」を改正し、市町村立図書館における乳幼児や児童・青少年等に向けた図書の整備、読み聞かせの実施と支援を規定しました。

また、平成 26 年 6 月には、学校図書館法が改正され、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館利用の一層の促進に資するため、学校司書（専ら学校図書館の職務に従事する職員）を置くよう努めることとされました。

### **[新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大]**

近年の携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報通信機器の急速な普及は、これからの子どもの読書環境に大きな影響を与えることが考えられます。平成 22 年は『電子書籍元年』と呼ばれ、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場し、今後の推移に十分留意する必要があります。

## 4.計画の対象

---

本計画の対象は、おおむね 15 歳まで（中学生以下）の子どものほか、家庭、地域、ボランティア、保育所、幼稚園、小学校、中学校、町立図書館、行政など、子どもの成長に関わる関係機関とします。

## 5.計画の期間

---

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

## 6.計画の進行管理

---

「柴田町子ども読書活動推進会議」において、本計画の進捗状況を把握し、その進行管理を行います。また、計画を着実に推進していくためには、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Act cycle）の考え方に基づき、計画に掲げた施策の効果を評価・検証していく必要があります。

このため、評価・検証にあたっては、関係機関や団体による情報交換を通じて、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、設定した目標指標を用いて客観的に評価したうえで、施策の成果や課題の検証を行い、施策の推進や改善を図っていきます。

## 第 2 章 基本方針

### 1.計画の基本的な考え方

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力などを養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探究心や真理を求める態度が培われます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身につけていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら、自主的な読書活動を推進することが重要です。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身につける重要な契機となります。特に社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身につけていくことは大変重要です。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、推進法第 2 条や文字活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）第 1 条が規定するように、人格の形成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠なものです。

以上の観点から、柴田町のすべての子どもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるよう、家庭や地域、学校、図書館、行政等がそれぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

そこで、

## 『しばたの未来をひらく 読書の力』

を基本理念（スローガン）に掲げ、以下の 3 つを基本方針として推進体制を整備し、具体的な施策の方向性を明らかにして取り組んでいきます。

## 2.基本方針

---

### 基本方針 1 子どもの読書活動を推進する意義の理解促進

子どもの読書活動の推進のために、読書活動の意義や重要性についての理解を広く普及させるための取り組みや広報を充実していくことが重要です。

そこで、実践事例等の情報提供や優れた取り組みの奨励など、より一層の普及啓発活動に努め、町全体として子どもの読書活動の推進が図られることを目指します。

### 基本方針 2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において読書に親しむことができる環境の整備の推進を図ります。

そのため、公立図書館や学校図書館等の機能の充実や子どもの読書活動を支える人の専門的な知識や技能の向上にも努めます。また、家庭や地域、学校、その他の関係機関・団体等が連携・協力する体制の構築による、子どもの読書活動の推進に向けた環境の整備を進めます。

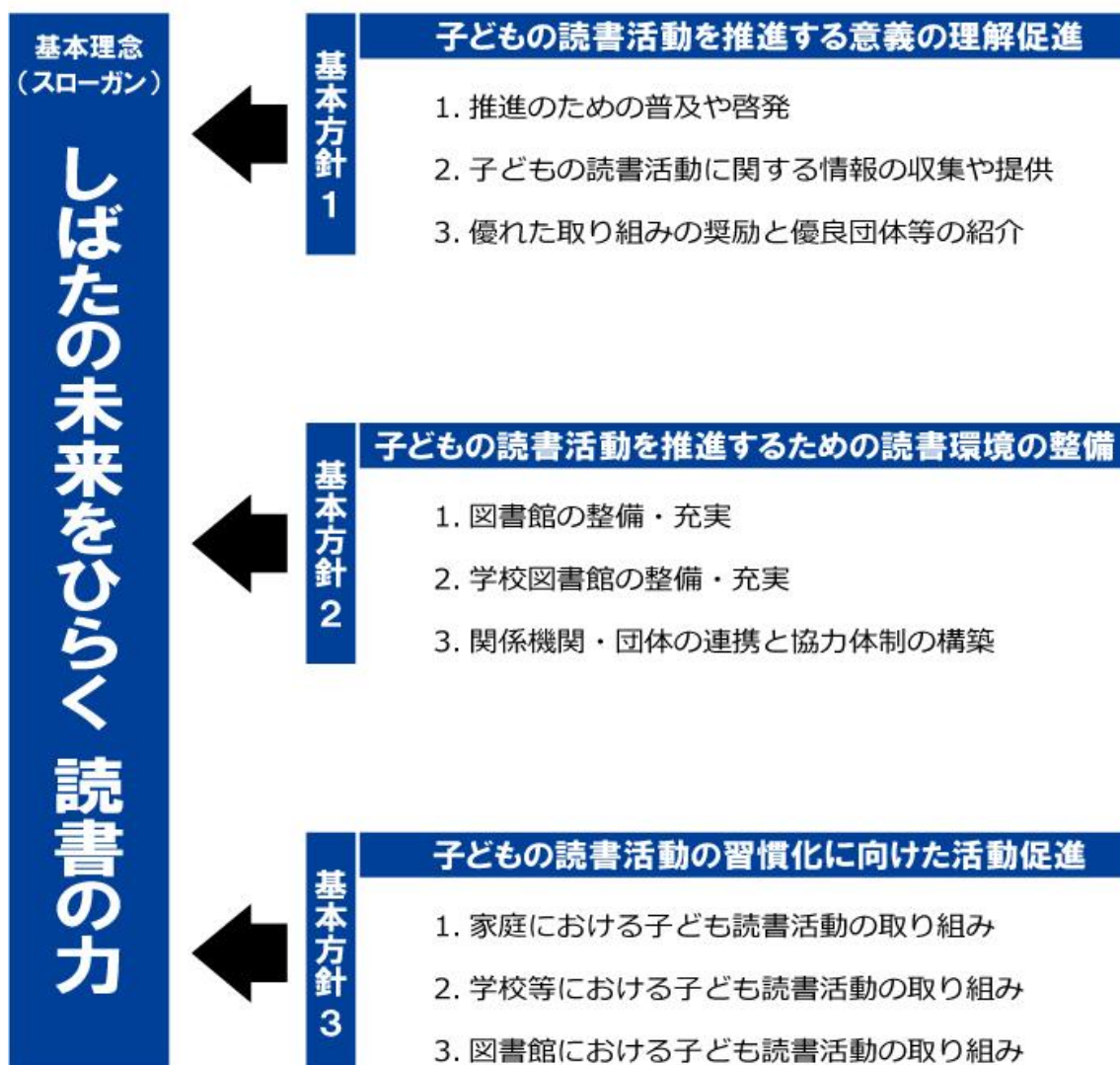
### 基本方針 3 子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進

子どもたちが読書の楽しみを実感するには、発達段階に応じた本との出会いの場の提供や読書に親しむ機会の拡充が必要になります。そのため、乳幼児期から家庭を原点として、学校、地域等において子どもが本に親しむ機会の充実を目指します。

また、子どもが生涯にわたって望ましい読書習慣を身につけることができるよう、幼稚園や保育所、小中学校等において子どもの読書活動の推進に向けた特色ある取り組みが展開されることを目指します。

## 第3次

### 柴田町子ども読書活動推進計画



## 第3章 推進のための具体的な取り組み

### 基本方針1 子どもの読書活動を推進する意義の理解促進

#### 1. 推進のための普及や啓発

子どもの読書活動を推進するためには、子ども読書活動の取り組みや情報を広く町民に周知し、理解と関心を高めていくことが必要です。特に、保護者や教員、保育士など、子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。

また、日ごろの普及啓発の取り組みに加え、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められた「子ども読書の日」等の機会において、その趣旨にふさわしい取り組みが実施されることにより、より一層の関心が高まることが期待されます。

- 「子ども読書の日」(4月23日)、「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)、「文字活字文化の日」(10月27日)、「読書週間」(10月27日～11月9日)の機会をとらえ、各種広報媒体により、子どもの読書活動に関する取り組みを紹介し、広報啓発に努めます。
- 毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲームデー運動」の日とし、各種広報媒体で普及啓発に努めるとともに、特に学校においては、本運動を学校全体の取り組みとして、児童生徒に推奨していきます。また、スマートフォンなどの携帯電話をしない時間帯「ノースマホタイム(仮称)」を児童生徒自らが設定していくような機運を高めます。
- 学校や幼稚園・保育所等の代表者が集まる会議や研修の場を活用し、子ども読書活動の意義を深めるための取り組みを推進し、学校や幼稚園・保育所等の組織・職員全体への浸透を図ります。
- 柴田町図書館及び学校、幼稚園・保育所等は、特に保護者の理解を深めるため、上記「子ども読書の日」等における取り組みとして、家庭教育支援に関する講座等を開催し、その中で“読書の意義”について考える機会を提供するよう努めます。

- 保護者に対する啓発方法として『読書は、想像力や思考力、表現力、語彙力を養うことから、知的活動の基礎といっても過言ではなく、その結果「学力の向上」にもつながっていく』というような、子どもに与える具体的メリットを提示した広報啓発に努めていきます。
- PTA 活動の中で行われている講演会やセミナー、フォーラム等の場を活用して、読書活動が「学ぶ力」につながる事例等を紹介するなど、保護者の理解を深めるきっかけづくりをしていきます。
- 最も身近な家庭において、読書活動を推進する意義について理解が深まるよう、行政が主体となって行う乳幼児健診をはじめとする親子で参加する事業の機会を活用し、広報啓発を推進していきます。

## 2.子どもの読書活動に関する情報の収集や提供

---

柴田町図書館をはじめ関係機関では、子どもの読書活動に関する情報の収集と提供に努めていきます。

- 柴田町図書館や幼稚園・保育所・児童館等においては、親子で読書を楽しむための絵本や、読み聞かせのための絵本ガイドブック、子育て情報誌、お話し会用資料等を収集し、子育てに役立つ資料と情報の提供を促進します。
- 学校、図書館、読書ボランティア等の民間団体などによるそれぞれの特色を生かした子ども読書活動の取り組みに関する情報を収集し、ホームページや SNS 等の活用により、広く町民への情報の提供に努めます。

## 3.優れた取り組みの奨励と優良団体等の紹介

---

子どもの読書活動の推進のためには、学校や幼稚園・保育所等、公立図書館、読書ボランティア等の民間団体等のそれぞれの特色を生かした取り組みが重要です。それらを奨励し、広く紹介することが必要となってきます。関係機関はもちろん、各家庭にも、これらの優良な取り組みを周知することにより、子どもの読書活動を推進する意義が広く浸透していくものと考えられます。

- ホームページや SNS 等を活用して、学校や公立図書館、団体等の特色ある活動や優れた実践事例の紹介に努めます。
- ホームページや SNS、図書館だより等で図書館司書の推薦する図書を掲載し、優良図書の普及に努めます。
- 各種表彰制度を活用し、優良実践団体や個人を推薦し、優れた取り組みを奨励します。



## 基本方針 2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

### 1. 図書館の整備・充実

子どもの読書環境の充実を推進していくためには、子どもの身近な場所に読書のできる環境を整備していくことが必要となります。

公立図書館は、地域における子どもの読書活動を推進する中心的な役割を担うことから、子どもが一層読書に親しむことができるよう、物的環境や人的環境等の整備・充実を図り、関係機関・団体との連携による読書環境の充実に努めることが求められます。

#### [図書館資料の整備・充実]

- 子どもの読書活動を推進していくためには、乳幼児や児童、青少年用（ヤングアダルト）図書資料の整備・充実が必要不可欠です。柴田町図書館において多様な図書資料の整備が図られるよう促進するとともに、それらの資料の提供を通じ、学校や幼稚園・保育所等、読書ボランティア等の民間団体が行う読書活動の取り組みを積極的に支援していきます。

#### [児童コーナーなどの充実]

- 親子が周りに気兼ねなく絵本を選び、読書や読み聞かせができるよう、児童コーナーの拡充を検討していきます。また、テーマ別の本の展示や表紙が見えるように配架するなど、子どもの読書意欲を高めます。

#### [サービスポイントの拡充]

- 図書館分室の開設や移動図書館車（Bookmobile）の運行などを検討し、図書館サービスの拡充を目指します。

#### [専門職員の養成と配置]

- 図書館職員は、図書館資料の選択・収集・提供や読書相談、子どもの読書活動に関する指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たすことから、職員の専

専門的な知識や技能を修得するための研修を引き続き実施していきます。また、専門的職員（司書）の適切な配置が図られるよう努めます。

- 学校司書は図書館司書同様、学校図書館における重要な役割を果たすことから、全校配置に向けて努力します。また、知識や技能を修得するための研修を引き続き実施していきます。

### **[読書ボランティア等への支援]**

- 絵本の読み聞かせ等の「読書ボランティア」の養成研修やスキルアップ研修、情報交換会等を継続的に実施し、子どもの読書活動を支えるボランティアの学習機会の提供を推進します。

### **[関係機関・団体との連携]**

- 学校の読書活動や学習活動を支援するため、司書教諭などからの司書実務に関する相談に応じるとともに、必要な本や読書活動に関する情報の提供を行います。このほか、図書館の施設見学や職場体験、調べ学習などの受入を進め、学校図書館支援の充実を図ります。
- 生涯学習センターや幼稚園・保育所等、保健センター等の関係機関と連携し、子どもの読書活動を推進するための取り組みを展開します。
- 地域の読書ボランティア等の民間団体と連携し、子どもの読書活動を推進するための取り組みを展開するとともに、団体活動の支援を行います。

## **2.学校図書館の整備・充実**

---

学校図書館は、子どもの自由な読書活動や学習情報収集の場として、また、教員による読書指導の場として、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。

学校教育においては、基礎的・基本的な知識及び技能の習得や思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、言語活動の充実が求められています。このため、各教科の授業において学校図書館の活用を図り、読書活動を充実する必要があります。また、子どもたちが生き生きと学校生活を送るため『心の居場所』としての機能も求められます。

このことから、各学校の学校図書館の計画的かつ継続的な整備・充実に努める必要があります。

#### **[学校図書館の資料の整備・充実]**

- 各学校は、学校図書館図書標準の達成に向けた学校図書資料の計画的な整備を行いつつも、情報が古くなった図書の廃棄を怠ることなく実施するとともに、その更新を進めていくことが必要です。

#### **[学校図書館機能の充実]**

- 各教科、道徳、外国語活動など、多様な教育活動を展開していくための図書資料の購入に努め、学校図書館を教育課程の展開に寄与する『学習・情報センター』としての機能を果たすよう努めます。

#### **[学校図書館活動推進体制の充実]**

- 各学校は、司書教諭がその責務を十分発揮できるよう、校内でその職務内容について共通理解を図る必要があります。また、12 学級以上の学校にあっては、校内組織に司書教諭を位置づけますが、その際は負担過重とならないよう、校務分掌上の配慮が必要です。
- 柴田町図書館が派遣している学校司書と連携し、学校図書館の環境整備並びに児童生徒の読書活動及び学習活動への指導の充実を図ります。
- 司書教諭（担当教諭）は、学校司書と連携し、学校図書館の図書資料や新聞等を活用した授業づくりの参考となるよう、実践例やブックリスト等の作成を行い、学習・情報センターとしての機能の充実に努めます。

#### **[効果的な学校図書館の運営と特色ある環境づくり]**

- 図書委員会等の児童生徒の活動において、子どもたちによる自主的なポスターづくりや読書クイズ、お薦め本の紹介、読み聞かせ会等のイベントの実施、新着本の受入活動や図書の修理、貸出返却業務などの取り組みを大いに奨励し、実践していく必要があります。

- 定期的な読み聞かせや本の修理、書架の整理、掲示や展示の環境づくりなど、保護者と連携した多様な学校図書館ボランティアの活用が推進されることが望まれます。
- 学校図書館が、子どもが安心して自由に読書ができる、自分だけの時間を過ごすことができる、さらに、異学年とのかかわりを持つことができる校内の『心の居場所』になるため、いつでも開いている図書館、人がいて本や読書を介在して話や相談ができるような図書館の実現を推進します。

### 3.関係機関・団体の連携と協力体制の構築

---

子どもと本のかかわりは、家庭や子育て支援施設での読み聞かせから始まり、幼稚園・保育所へと広がり、さらに学校へ進む頃からは、子ども自身で児童館や図書館、書店などともかかわりを持つようになります。子どもの読書活動を支え、その推進を保つためには、これらの施設や団体などが相互に連携・協力し合うことが大切です。

読書活動を通じて子どもが豊かな心や人間性を育むとともに、意欲的に学び、自ら考え、自ら行動する力を養い、健やかに成長できるよう、社会全体で相互に連携を図り、協力しながら、読書活動の推進に取り組んでいきます。

- 「柴田町子ども読書活動推進会議」を開催し、本計画の進行管理や子どもの読書活動推進のための取り組みについて協議し、施策の効果的な推進が図られるよう努めます。
- 図書館は、読み聞かせや子ども向けの普及事業などの活動をしているボランティア団体と協力事業を実施したり、ボランティアの養成や能力向上のための研修を実施したりすることを通じて、相互交流を促進し、より連携を深めていきます。
- 図書館は、幼稚園・保育所等、子育てサークルなどの団体利用や連携事業などを通じて、より一層の連携を図っていきます。

## 基本方針 3 子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進

### 1. 家庭における子ども読書活動の取り組み

子どもの読書習慣を形成するには、子どもが望ましい生活習慣を身につける上で大切な場である家庭において、乳幼児期から本に親しむ機会が提供されることがとても重要になります。

特に、就学前の時期は、本と初めて出会う大切な時期です。本は親子のふれあいやコミュニケーションを図る手段ともなります。乳幼児期の絵本の読み聞かせや手遊び、わらべ歌などにより、子どもとのコミュニケーションを図りながら、読書への関心を高めることで、より感性豊かな子どもを育むことにつながります。また、幼児期の絵本の読み聞かせ等により、その内容と自分を結びつけ、想像を巡らせたり、読んでもらった本をまた自分で読もうとしたりするなど、本を楽しむことができるようになります。

そのため、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実やその習慣化に積極的な役割を果たしていくことが不可欠です。

家庭では、絵本や物語等の読み聞かせをしたり、家族で図書館へ行くなど、子どもが本に親しむきっかけを作ったりすることが大切になります。また、毎日決まった時間に読書をするなどして、読書習慣の形成を図ったり、読書を通して子どもが感じたことや考えたことを家族で話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心が高められるようにしていくことが望まれます。

#### [家庭に対する読書支援の取り組み]

##### ○ 多様なお話し会（読み聞かせ）の開催

多くの子どもたちや保護者に読書に親しんでもらうとともに、家庭における読み聞かせの一助になるよう、図書館をはじめ、幼稚園や保育所、児童館、小学校等は、民間の読書活動団体の協力を得ながら、多様なお話し会の開催を促進します。

##### ○ ブックスタート事業の継続実施

4か月児健診・1歳6か月児健診時に行っているブックスタート事業を継続して実施します。絵本を介した親子のコミュニケーションの大切さを伝えながら、絵本をプレ

ゼントします。また、子どもの読書活動や図書館に関連するパンフレット等を手渡し、希望者には柴田町図書館の利用登録手続きを行い、図書館利用の促進にもつなげます。

○ **子育てサークルへの読書支援活動**

子育て支援センター（船迫こどもセンター）は、子育てサークルの親子を対象とした読み聞かせや、保護者への絵本に関する講座等を図書館と連携して実施します。

○ **家族読書の推進**

学校での「朝の読書」は、学校での読書習慣として定着化してきました。そこで、家族で読みたい本を選び、同じ時間を家族で共有し、読んだ本について感じたことを話し合う家族読書を奨励し、本が家族の絆を深めるコミュニケーションツールとなるような取り組みを目指します。

○ **新入学児童読書推進事業「絵本は友だち」の継続実施**

子どもたちに読書習慣を身につけてもらうことを目的に、小学校に入学した1年生全員を対象に、図書館が選書した12冊の中から1冊を選んでもらいプレゼントします。

## **2.学校等における子ども読書活動の取り組み**

---

幼稚園や保育所、小中学校における読書活動の推進は、読書習慣を形成していく上で、大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

学校教育法第21条第5項において、義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。また、平成20年及び21年度に公示された学習指導要領では、おもな改善事項の一つに「各教科等における言語活動の充実」が掲げられ、引き続き学校図書館を活用し、言語学習環境を整えていくことが必要とされています。

さらに、学校図書館が、想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む読書センターとして、また、教育課程の展開に寄与する学習・情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが求められます。

このことを踏まえ、幼稚園や保育所、小中学校等の子どもの発達段階に応じて、子どもが本に親しみ、読書習慣を形成するとともに、学校図書館等を計画的に利用し、各学校の状況に応じた様々な工夫により、子どもの自主的・意図的な読書活動や学習活動を充実させることが期待されます。

### **[幼稚園・保育所・児童館等における読書活動の取り組み]**

#### **○ 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動**

幼稚園教諭や保育士、ボランティアによる絵本や紙芝居等の読み聞かせを積極的に実施するほか、保護者に対しお薦め本の紹介を行うなど、多様な本と出会う機会を作ります。

#### **○ 絵本コーナーの充実**

季節の行事等により絵本を入れ替えるなど、子どもたちの興味を引く棚揃えに努めるとともに、子どもの年齢にあった本を置き、身近な場所で本に親しめるようにします。また、図書館の団体貸出を積極的に利用し、絵本の充実を図ります。

#### **○ 図書館訪問**

幼稚園、保育所等においては、定期的にクラス単位で図書館訪問を実施します。また、児童館は小学校の長期休業（夏休み等）を利用して図書館訪問を行います。

#### **○ 保護者に対する絵本等の紹介**

クラス便り等の中で、絵本の紹介を行ったり、参観日に絵本の読み聞かせの様子を見てもらったりするなど、本の楽しさを保護者に伝える働きかけを行います。

### **[小中学校における読書活動の取り組み]**

#### **○ 読書指導の充実**

朝の読書の時間や読書週間を利用し、読み聞かせやブックトーク等を司書教諭（担当教諭）、学校司書のみならず、全教員の連携による全校的な取り組みとして推進します。

#### **○ 図書委員会活動の充実**

読書週間や読書月間等に合わせ、司書教諭（担当教諭）と学校司書がかかわり、図書委員による本の紹介や読み聞かせ、図書館クイズ、スタンプラリーなど、子どもたちが中心となった学校図書館や本に親しむための様々な取り組みを各学校で行います。

○ **児童生徒の情報活用力の育成**

図書館の使い方や参考図書の使い方など、必要な情報を調べ、活用する力を身につけさせるためのオリエンテーション等の実施に努めます。また、活用力を育成する方策の一つとして「図書館を使った調べるコンクール」の開催について検討します。

○ **校内研修の実施**

司書教諭（担当教諭）と学校司書が連携し、学校図書館の役割を理解してもらうため、学校図書館を活用した事例発表などを含めた校内教員向け研修会を実施します。

○ **教員向けマニュアル等の作成**

教員が学校図書館を活用した授業が行えるよう、教員向けのマニュアル等の作成について検討します。

○ **支援学級の子どもの読書活動の推進**

子どもの状況に合わせた学習に関連する図書資料等を学校図書館が準備するとともに、柴田町図書館の団体貸出を利用してその充実に努めます。

### **3.図書館における子ども読書活動の取り組み**

---

子どもの読書活動を推進するためには、身近に本に親しめる環境があることが重要です。公立図書館は、子どもが様々な本と出合える場所であり、その豊富な蔵書の中から、読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっては、子どもと一緒に楽しむ本を選び、子どもの読書について司書等の職員に相談できる場所です。

さらに、図書館は、お話し会や講座、展示会等の実施や子どもの読書活動を推進する団体の支援、多様なボランティア活動の機会や場所の提供も行っています。また、それらの活動を円滑に行うための研修会も実施するなど、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

#### **[図書館サービスの充実]**

○ **蔵書の充実と団体貸出**

子どもの年齢に応じた質の高い資料を収集し、常に新鮮な図書と出会えるよう、複本の購入を図るなど、計画的な資料購入に努めます。



- **子どもの本の展示の工夫**  
季節の本棚やテーマ別の本棚など、子どもの年齢や興味・関心に応じた展示、保護者向け子育て情報コーナーなど、展示方法を工夫します。
- **ヤングアダルト（YA）コーナーの充実**  
中学生、高校生の図書館利用推進のため、10代の子どもたちに向けた読み物や文庫を積極的に収集します。
- **ブックガイドの作成・配布**  
図書館職員のお薦め本や児童書の新刊書の紹介など、本を選ぶ目安としてもらうためのブックガイドを各年齢層別に作成します。
- **子育て支援講座等の開催**  
未就学児とその保護者が親子のコミュニケーションを深めることができるよう、外部講師やボランティアの協力を得ながら、子育て支援につながる講座等の開催に努めます。
- **行事の実施**  
子どもが本や図書館に親しむきっかけづくりとなるような行事を積極的に開催します。

#### **[学校図書館支援センターとしての機能の充実]**

- **学校図書館への団体貸出**  
小中学校への専用貸出図書として購入している「学校アウトリーチ図書パック」の1校あたりの貸出点数を増やしていくとともに、資料の更新に努めます。
- **レファレンスへの対応と調べ学習資料の充実**  
学校図書館で調べきれなかったレファレンスを電話やFAX、メールで随時受け付けるとともに、それらに対応するための資料の充実に努めます。
- **学校図書館との連絡会の充実**  
各学校図書館との連携を強化するため設置している「図書館と学校図書館との協力連携会議」を随時開催し、司書教諭（担当教諭）・教育総務課担当職員・学校司書・図書館職員が、日常的な情報交換等を活発に行います。

○ **学校司書に対する研修の充実**

学校司書が学校図書館の運営に必要な知識を身につけることができるよう、内部研修会の実施や外部研修会への派遣を積極的に行い、学校図書館の運営を支援します。

○ **図書館見学**

小学校が授業のカリキュラムの中で行う「公共施設見学」において、図書館の利用や施設の様子を学んでもらうため、職員が図書館内の案内・説明を行い、読み聞かせやミニブックトークなども実施します。

**[幼稚園・保育所・児童館等・地域の読書活動への支援]**

○ **団体貸出**

子どもが身近な場所で本と親しむことができるように、公立・民間を問わず、幼稚園や保育所、児童館、放課後児童クラブ等に対し、団体貸出制度を PR し、団体貸出を積極的に行うとともに、本の情報提供等に努めます。

○ **多様な資料の提供**

障がいのある子どもの読書活動を支援するため、朗読ボランティア団体や点訳ボランティア団体などの協力をいただきながら、子ども一人一人の状況に合わせた多様な資料の提供に努めます。また、新たな資料提供として、情報メディア（DAISY 等）の導入についても検討していきます。

## 第4章 推進のための指標の設定

本計画を推進し、その状況を把握するための指標として、次の指標を設定し、毎年、点検・評価を行い、その結果に基づき、改善等に向けた対応策を検討していきます。

### 指標1 本を全く読まない児童生徒の割合（不読率）を減らします

今後5年間で、1か月間に本を全く読まない児童生徒の割合を減らし、一人でも多くの子どもたちが本に親しむことを目指します。

学 年	第3次目標値	現状値(H27)	参考 第2次目標値
小学校3年生	<b>0%</b>	2.8%	0%
小学校5年生	<b>0%</b>	2.1%	2%以下
中学校2年生	<b>5%以下</b>	8.9%	10%以下

### 指標2 柴田町図書館の児童図書の貸出冊数を増やします

今後5年間で、多くの子どもたちが図書館を利用し、児童図書の貸出総数が増加することを目指します。

	第3次目標値	現状値(H26)	参考 H22年度
児童書貸出冊数	<b>80,000冊</b>	49,556冊	23,689冊

### 指標 3 学校図書館における児童生徒一人あたりの貸出冊数を増やします

今後5年間で、学校図書館における児童生徒一人あたりの年間貸出冊数が増加することを目指します。

学 年	第3次目標値	現状値(H26)
小学校1・2年生	<b>60冊以上</b>	44冊
小学校3・4年生	<b>40冊以上</b>	29冊
小学校5・6年生	<b>30冊以上</b>	21冊
中学生	<b>5冊以上</b>	3冊

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年法律第 154 号

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

### (子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

### (財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 柴田町子ども読書活動推進会議設置要綱

平成19年3月30日 柴田町教委告示第6号  
改正 平成22年3月16日 柴田町教委告示第4号  
改正 平成22年5月 7日 柴田町教委告示第8号  
改正 平成26年6月25日 柴田町教委告示第6号

### (設置)

第1条 柴田町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の効果的な推進を図るため、柴田町子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 家庭、学校、幼稚園、保育所、児童館及び公民館等における読書活動の推進に関すること。
- (2) 読書環境の整備及び充実に関すること。
- (3) 関係機関及び団体等の連携に関すること。
- (4) 啓発及び広報等の推進に関すること。
- (5) 柴田町子ども読書活動推進調査研究事業の企画、立案及び運営に関すること。
- (6) 柴田町子ども読書活動推進計画の見直しに関すること。
- (7) その他子ども読書活動推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、推進委員（以下「委員」という。）20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から柴田町教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校図書室ボランティア
- (2) 読み聞かせボランティア
- (3) 公民館図書室ボランティア
- (4) 図書館ボランティア
- (5) 幼稚園図書担当教諭
- (6) 小学校図書担当教諭
- (7) 中学校図書担当教諭
- (8) 学識経験者
- (9) 公募（町民）

- (10) 行政関係者（健康推進課）
  - (11) 行政関係者（子ども家庭課）
  - (12) 行政関係者（保育所）
  - (13) 行政関係者（教育総務課）
  - (14) 行政関係者（生涯学習課）
  - (15) 行政関係者（図書館）
- 3 推進会議に議長1名、副議長1名及び監事2名を置き、委員の互選によって定める。
- 4 議長は推進会議を代表し、会務を統括する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代行する。
- 6 監事は、会計及び会務を監査する。

**（任期）**

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

**（推進会議）**

第5条 推進会議の会議は、議長が招集し、会議の座長を務める。

**（事務局）**

第6条 推進会議の庶務は、図書館において処理する。

- 2 事務局長は、図書館長が当たる。

**（その他）**

第7条 その他推進会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委告示第4号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委告示第8号）

**（施行期日）**

- 1 この告示は、平成22年5月12日から施行する。

（柴田町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の廃止）

- 2 柴田町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

（平成17年柴田町教委告示第5号）は、廃止する。

附 則（平成26年教委告示第 号）

この告示は、平成26年6月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。



## 柴田町子ども読書活動推進会議委員名簿

役職	氏名	備考
議長	伊藤 誠	学識経験者（8号委員）
副議長	山田由美子	小学校図書館ボランティア（1号委員）
監事	森 美代子	公民館図書室ボランティア（3号委員）
〃	高美 昌子	槻木小学校図書担当教諭（6号委員）
委員	大村 陽子	読み聞かせボランティア（2号委員）
〃	庄子 陽子	図書館ボランティア（4号委員）
〃	佐藤 梨夏	熊野幼稚園図書担当教諭（5号委員）
〃	齋藤 江美	船岡小学校図書担当教諭（6号委員）
〃	後藤 勉	船迫中学校図書担当教諭（6号委員）
〃	金城 幸子	町民公募（9号委員）
〃	庄子 茉里	健康推進課（10号委員）
〃	植野 裕美	子ども家庭課（11号委員）
〃	沼田 悦子	船岡保育所（12号委員）
〃	藏田 建作	教育総務課（13号委員）
〃	角田とき子	槻木生涯学習センター（14号委員）
〃	高橋 秀之	生涯学習課（14号委員）
〃	真嶋 朱美	柴田町図書館（15号委員）
事務局長	鈴木 照二	柴田町図書館長
庶務	中島 祐助	柴田町図書館

## ○第3次計画策定に伴う推進会議開催状況

開催月日	場所	会議概要
H27. 10. 8	しばたの郷土館	第2次計画に基づく取り組み状況の検証 H26年度アンケート調査結果の検証
H27. 11. 27	〃	第3次計画の具体的施策の協議 H27年度アンケート調査の実施について
H27. 12. 18	〃	第3次計画の具体的施策の協議
H28. 1. 22	〃	第3次計画素案の協議
H28. 2. 19	〃	H27年度アンケート調査の結果と検証
H28. 3. 15	〃	第3次計画の最終案の協議

## **第3次柴田町子ども読書活動推進計画**

柴田町子ども読書活動推進会議／編

柴田町図書館／事務局

〒989-1603 宮城県柴田郡柴田町船岡西1丁目6番26号

TEL0224-86-3820 FAX0224-86-3821

E-MAIL : library@town.shibata.miyagi.jp